

別記

令和4年度

ヘルスケア関連産業デジタル技術等活用促進事業委託業務

落札者決定基準

令和4年5月10日

北海道経済部産業振興局産業振興課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する令和4年度ヘルスケア関連産業デジタル技術等活用促進事業委託業務（以下「業務」という。）の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の配分得点を乗じて得た数値を（小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

4 技術評価点

技術評価点は、「令和4年度ヘルスケア関連産業デジタル技術等活用促進事業委託業務評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価基準に記載する評価項目毎に5に定めるところにより評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 技術評価点の評価方法

- (1) 1次評価（書面審査）において、企画提案指示書の「6 企画提案及び審査の項目」における必須の評価項目が具備されているか否かを判定し、これを満たしている者には評価基準に基づき基礎点を与え、1項目でも満たしていない場合、その時点で失格とする。
2次評価（プレゼン）においては、更に優れた提案が行われたと判定する場合には、その提案内容に応じて評価基準に示す点数の範囲内で加点する。
- (2) (1)の評価は、道が設置した令和4年度ヘルスケア関連産業デジタル技術等活用促進事業委託業務の契約における総合評価審査会において審査する。
- (3) 技術評価点は、総合評価審査会の各構成員の採点の平均点をもってその得点とする。

6 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点＝1：3とする。

| 区分 | 価格評価点の配分得点 | 技術評価点の配分得点 | 合計 |
|----|------------|--------------------------------|------|
| 配点 | 50点 | 150点 うち基礎点 30点 うち加点 120点 | 200点 |